

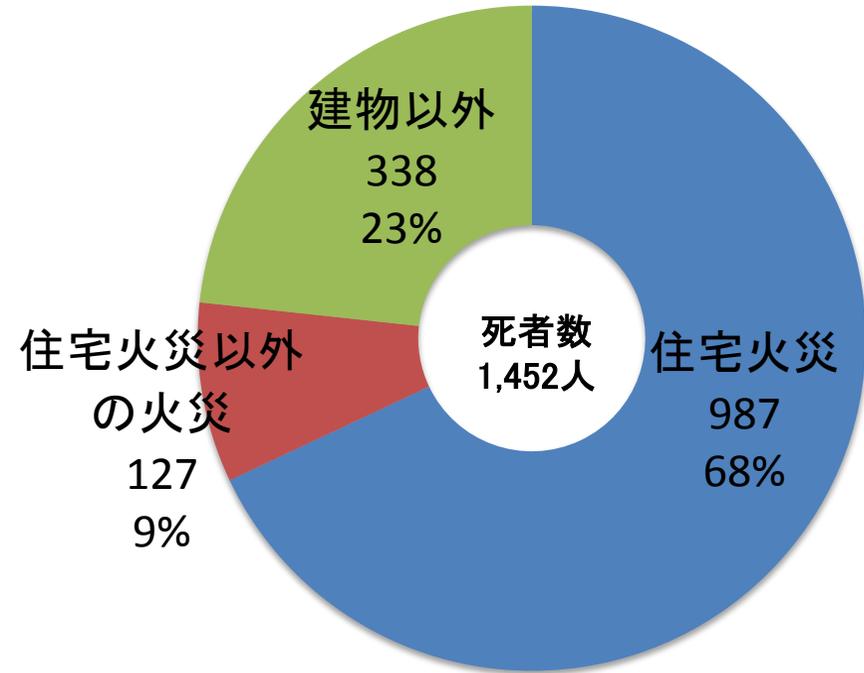
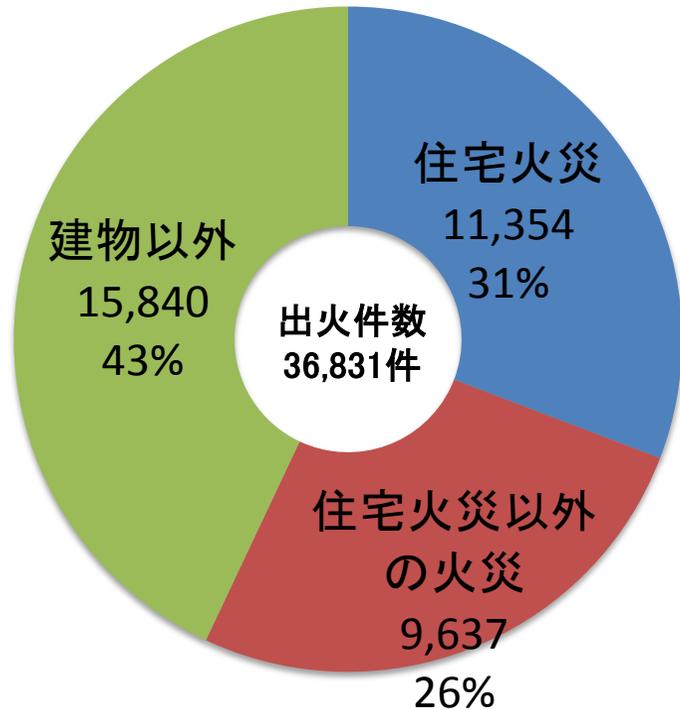
住宅用火災警報器の設置率等 と推進状況等について

1. 設置率等の現状
2. 消防庁の最近の取組み
3. 交換促進に向けた取組の現状及び方向性

1. 設置率等の現状

平成28年(1月～12月)の火災の状況

(「平成28年(1～12月)における火災の状況(確定値)」より作成)

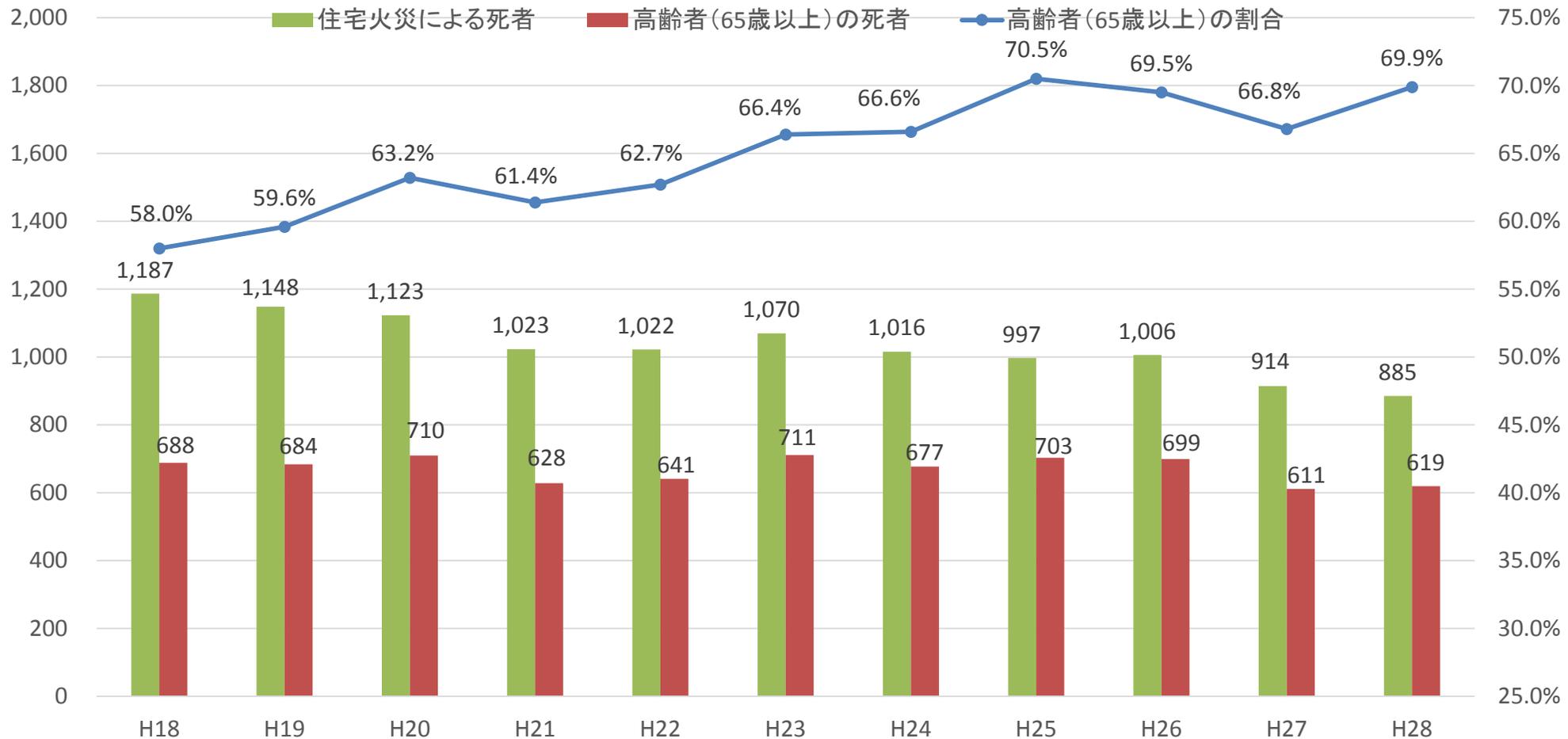


- 住宅火災の件数は総出火件数の約3割にあたる11,354件
- 住宅火災による死者数は火災による死者の約7割にあたる987人(放火自殺者含)

住宅火災による死者数の推移 (放火自殺者を除く)

(死者数:人)

(高齢者が占める割合)



死者の約7割が65歳以上の高齢者 ⇒ 高齢化の進展を反映して増加傾向

住宅用火災警報器の効果

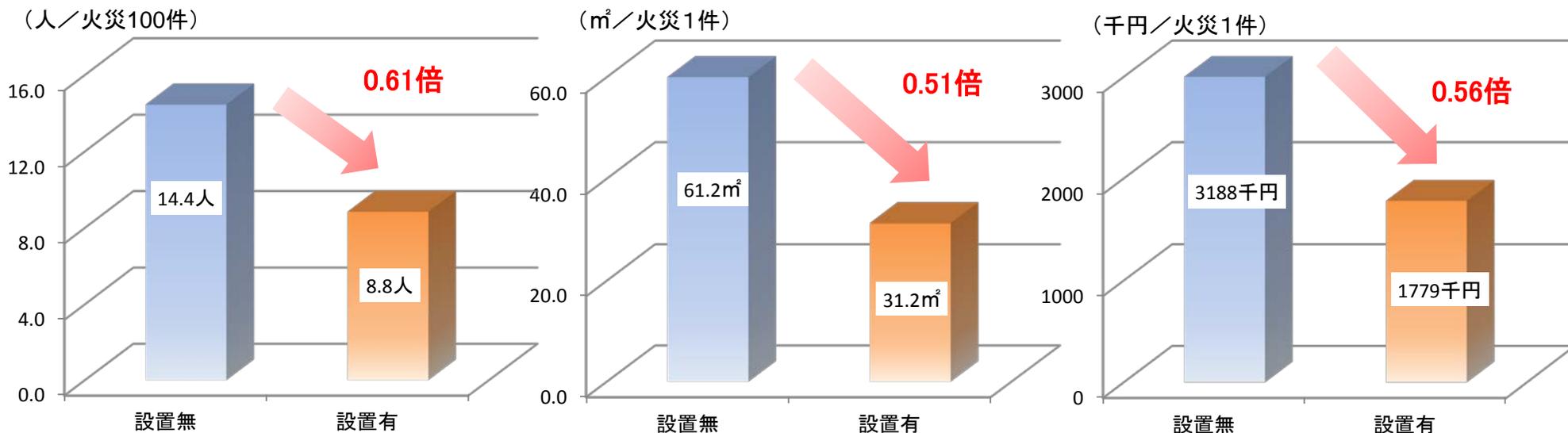
H26年からH28年までの3年間における失火を原因とした住宅火災について、火災報告を基に、住宅用火災警報器の効果进行分析。

※ ここでは、住宅火災のうち原因経過が「放火」又は「放火の疑い」であるものを除く件数を、「失火を原因とした住宅火災」の件数としている。

死者数、焼損床面積及び損害額を見ると、住宅用火災警報器を設置している場合は、設置していない場合に比べ、死者の発生は2/3、焼損床面積、損害額は概ね半減。



住宅用火災警報器を設置すれば、火災発生時の死亡リスクや損失の拡大リスクが大幅に減少。



<住宅火災100件当たりの死者数>

<焼損床面積>

<損害額>

注1)「死者」とは、火災現場において火災に直接起因して死亡した者であり、火災により負傷した後48時間以内に死亡した者を含む。

注2)死者の発生した経過が「殺人・自損」(放火自殺、放火自殺者の巻添者、放火殺人の犠牲者)であるものを除く。

全国

設置率81.7% 条例適合率66.4%

※平成28年6月1日時点では、設置率81.2%、条例適合率66.5%

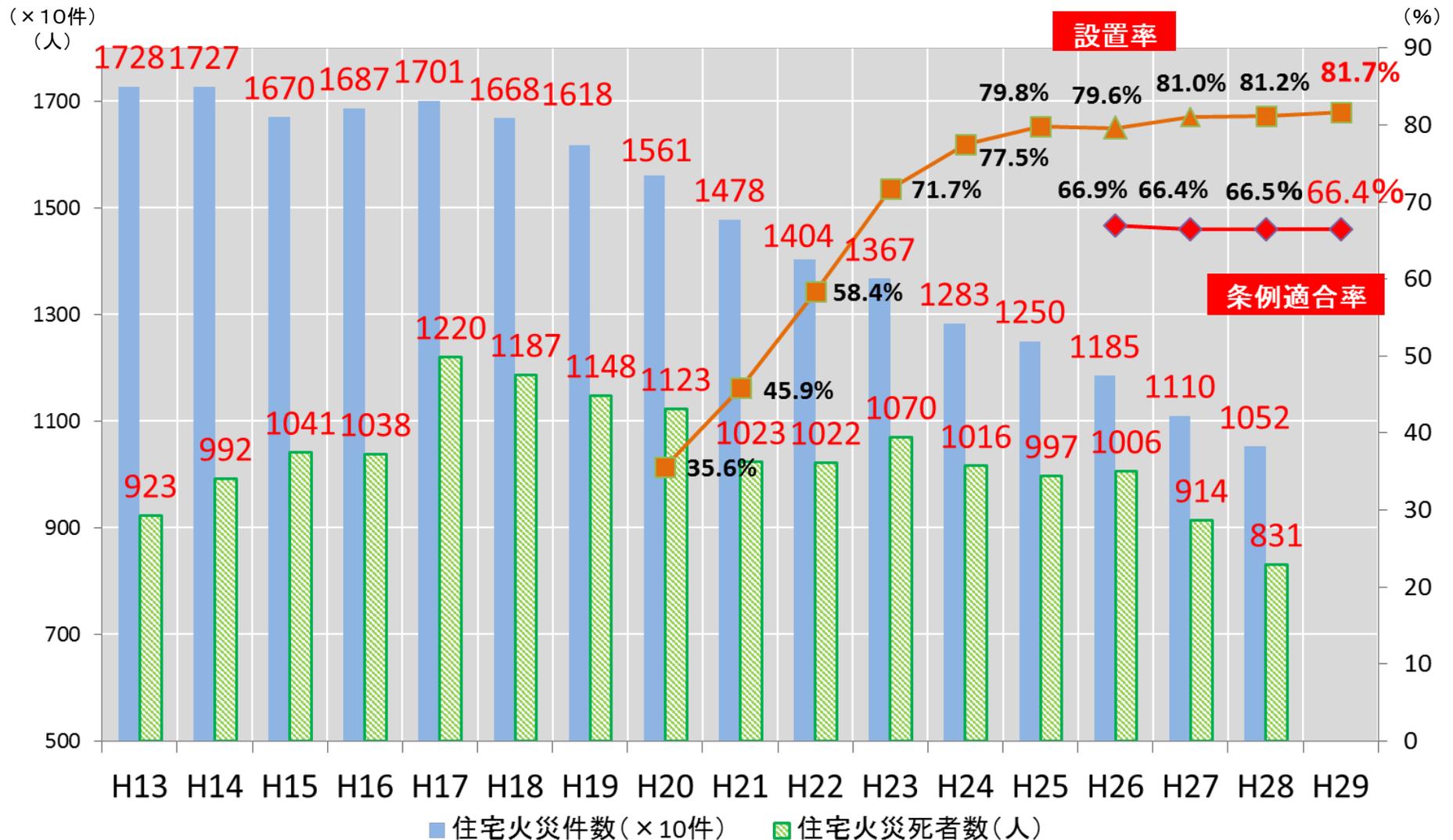
- ※「設置率」とは、市町村の火災予防条例で設置が義務付けられている住宅の部分のうち、一箇所以上設置されている世帯の全世帯に占める割合
- ※「条例適合率」とは、市町村の火災予防条例で設置が義務付けられている住宅の部分全てに設置されている世帯(自動火災報知設備等の設置により住宅用火災警報器の設置が免除される世帯を含む。)の全世帯に占める割合

平成29年度から作動確認等を調査項目に追加

住宅用火災警報器の維持管理に関する調査を実施した世帯の約26%で半年以内に作動確認が行われており、調査時を含め作動確認を行った世帯の約2%で住宅用火災警報器の電池切れや故障が確認された。

住宅用火災警報器の普及と住宅火災の状況

- ※ 住宅火災件数は放火を除く。
- ※ 住宅火災死者数は放火自殺者等を除く。

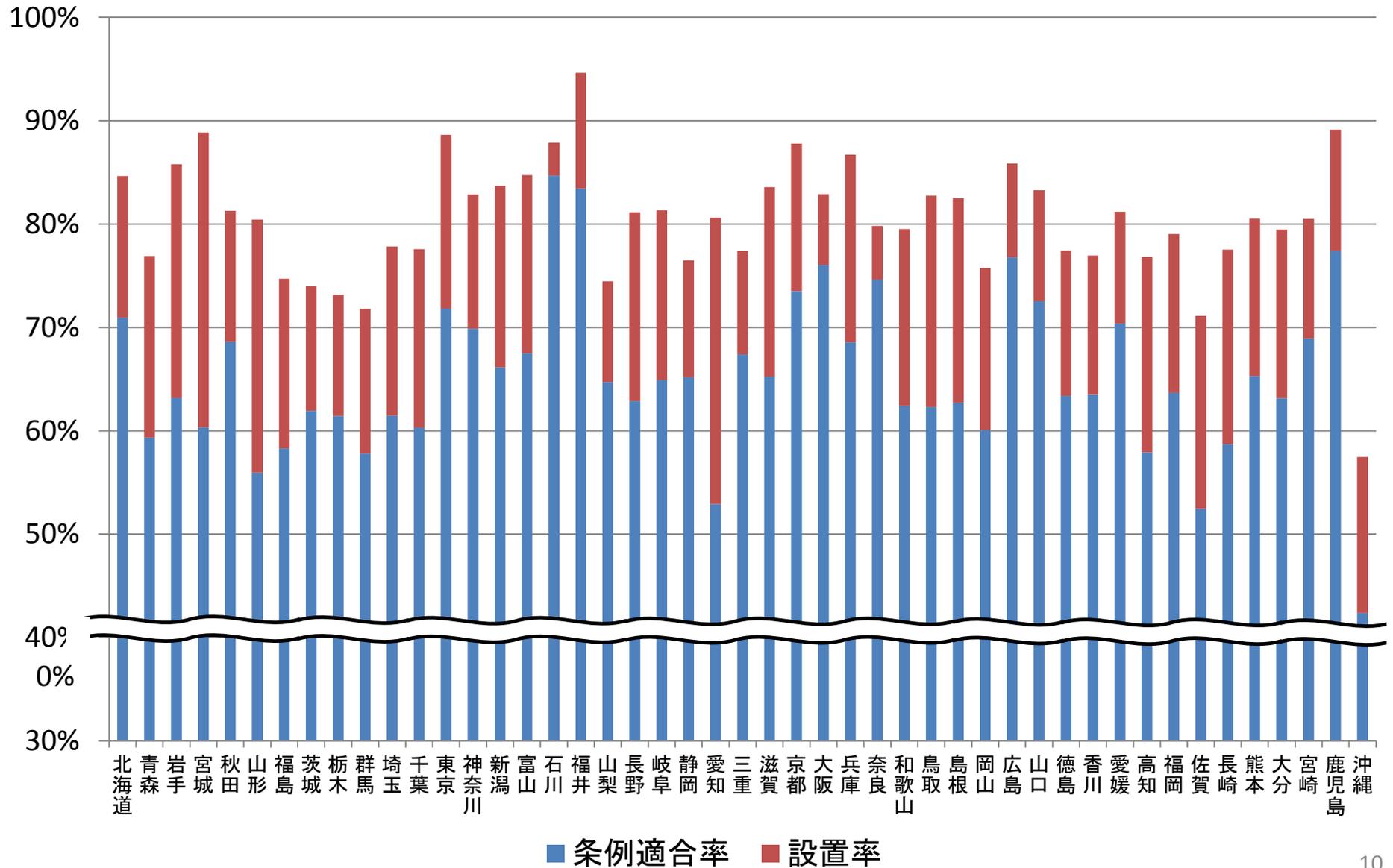


住宅用火災警報器の設置率・条例適合率(平成29年6月1日時点)

都道府県	設置率	条例適合率	都道府県	設置率	条例適合率
全国	81.7%	66.4%	三重	77.4% (34)	67.4% (17)
北海道	84.6% (11)	71.0% (10)	滋賀	83.6% (13)	65.2% (20)
青森	76.9% (37)	59.3% (39)	京都	87.8% (6)	73.5% (7)
岩手	85.8% (9)	63.2% (27)	大阪	82.9% (15)	76.0% (5)
宮城	88.9% (3)	60.3% (36)	兵庫	86.7% (7)	68.6% (14)
秋田	81.3% (19)	68.6% (14)	奈良	79.8% (27)	74.6% (6)
山形	80.4% (26)	56.0% (44)	和歌山	79.5% (28)	62.4% (31)
福島	74.7% (41)	58.3% (41)	鳥取	82.8% (17)	62.3% (32)
茨城	74.0% (43)	61.9% (33)	島根	82.5% (18)	62.7% (30)
栃木	73.2% (44)	61.4% (35)	岡山	75.8% (40)	60.1% (38)
群馬	71.8% (45)	57.8% (43)	広島	85.9% (8)	76.8% (4)
埼玉	77.8% (31)	61.5% (34)	山口	83.3% (14)	72.6% (8)
千葉	77.6% (32)	60.3% (36)	徳島	77.4% (34)	63.4% (26)
東京	88.6% (4)	71.8% (9)	香川	77.0% (36)	63.5% (25)
神奈川	82.9% (15)	69.9% (12)	愛媛	81.2% (21)	70.4% (11)
新潟	83.7% (12)	66.1% (18)	高知	76.8% (38)	57.9% (42)
富山	84.7% (10)	67.5% (16)	福岡	79.0% (30)	63.7% (24)
石川	87.9% (5)	84.7% (1)	佐賀	71.1% (46)	52.5% (46)
福井	94.6% (1)	83.4% (2)	長崎	77.5% (33)	58.7% (40)
山梨	74.5% (42)	64.7% (23)	熊本	80.5% (24)	65.3% (19)
長野	81.1% (22)	62.9% (29)	大分	79.5% (28)	63.2% (27)
岐阜	81.3% (19)	64.9% (22)	宮崎	80.5% (24)	68.9% (13)
静岡	76.5% (39)	65.2% (20)	鹿児島	89.1% (2)	77.4% (3)
愛知	80.6% (23)	52.9% (45)	沖縄	57.5% (47)	42.4% (47)

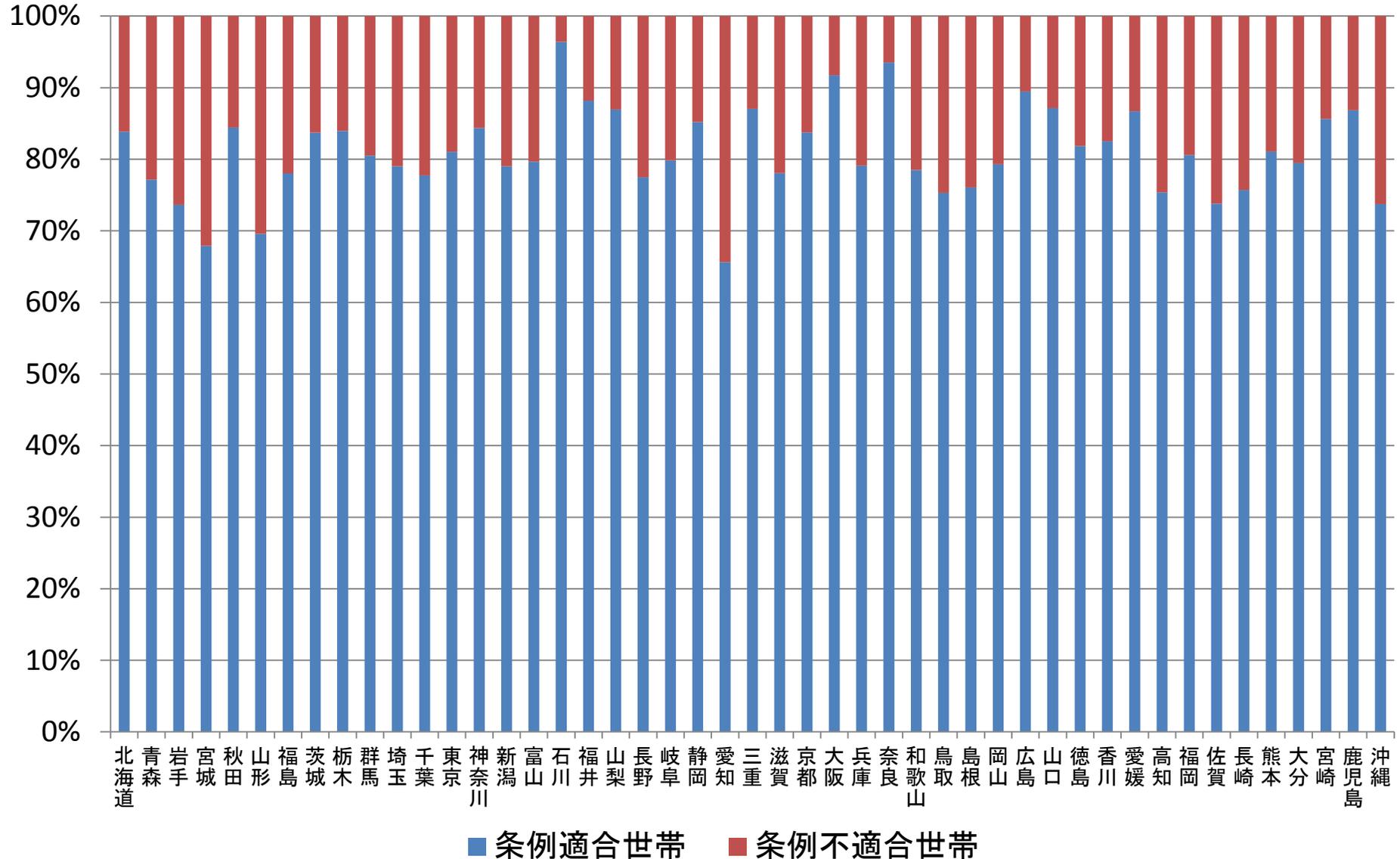
()内は、設置率・条例適合率が高い都道府県から順に番号を付している。

都道府県別の設置率と条例適合率 (平成29年6月1日時点)



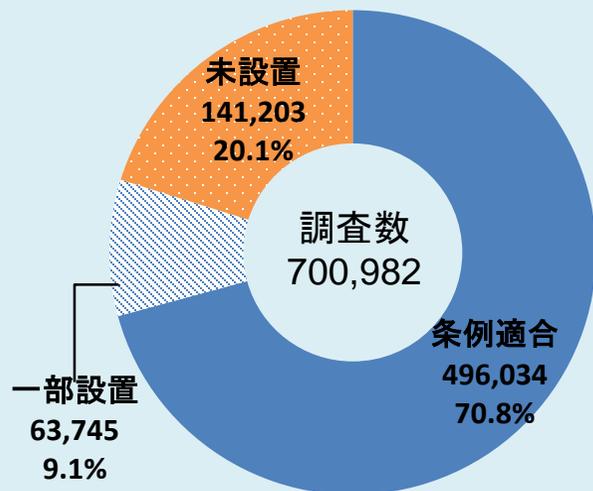
都道府県別の設置世帯に占める条例適合世帯の割合

(平成29年6月1日時点)

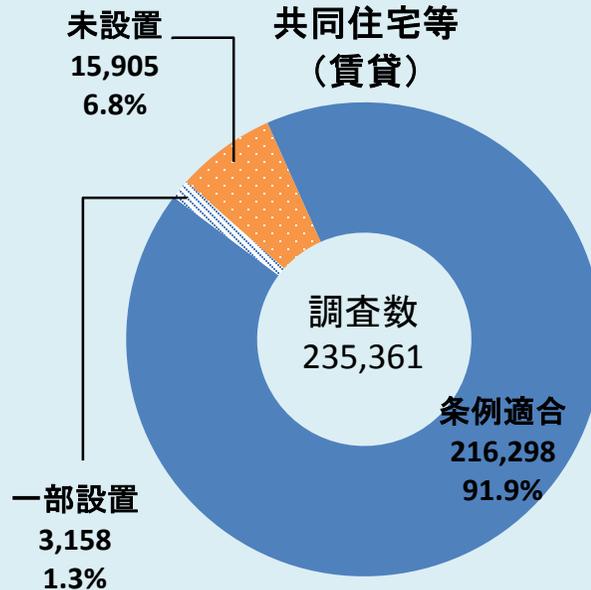


住戸区分ごとの設置状況(平成29年6月1日時点の調査結果)

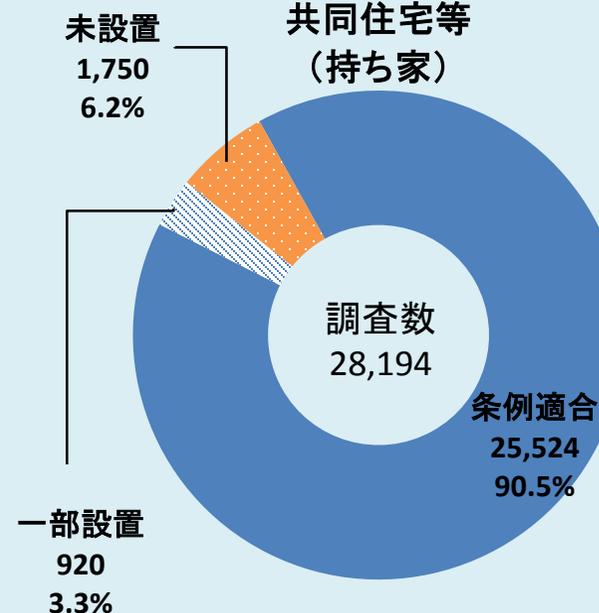
一戸建て



共同住宅等 (賃貸)

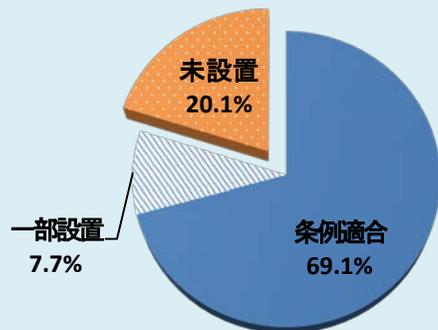


共同住宅等 (持ち家)

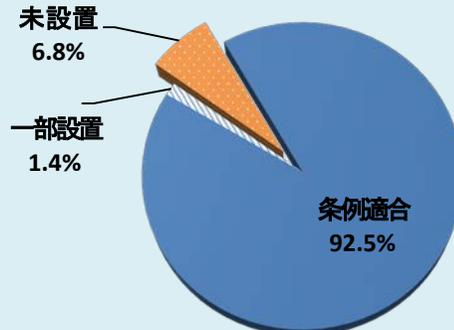


《参考》平成28年6月1日時点の調査結果

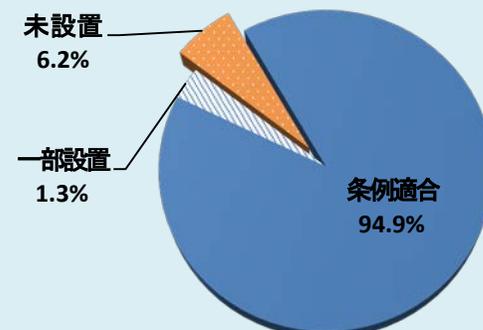
一戸建て



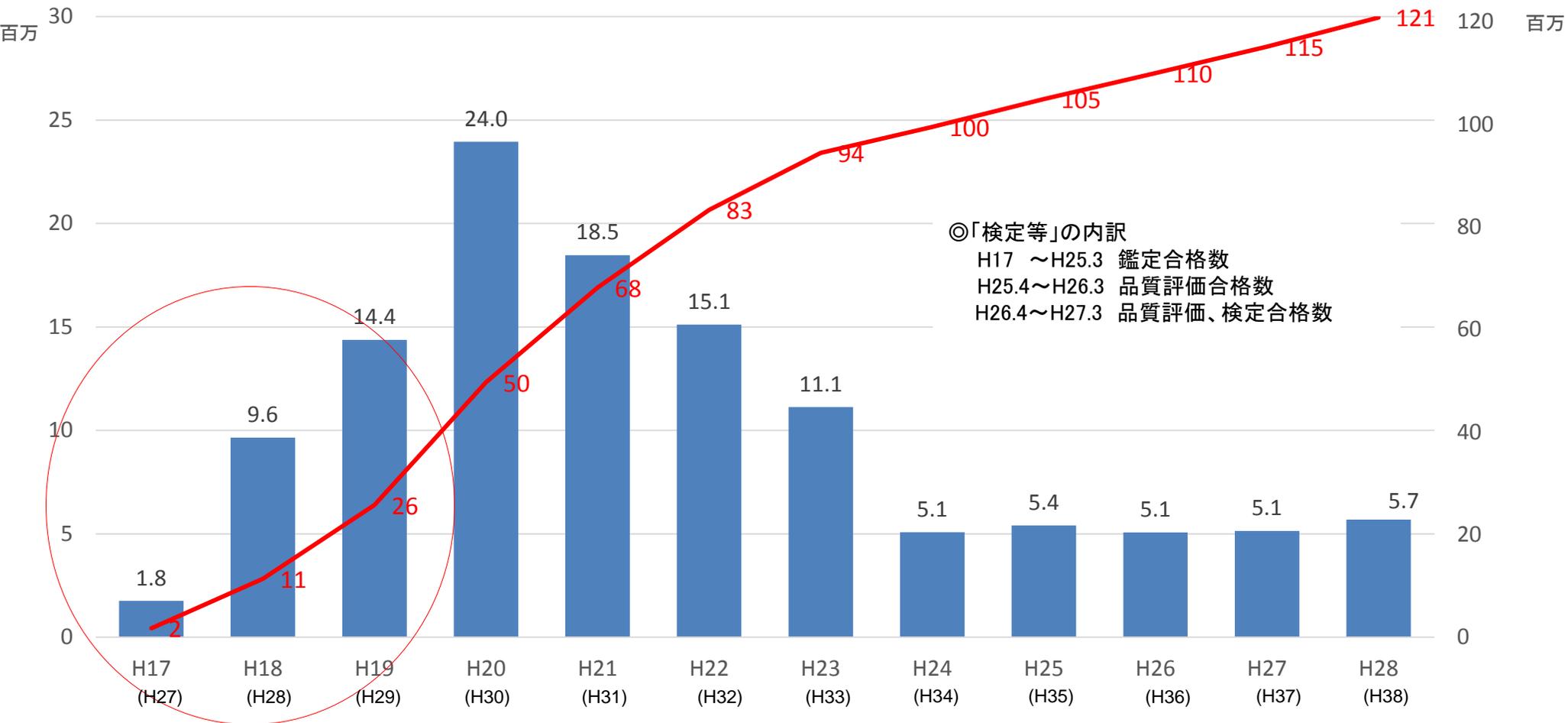
共同住宅等 (賃貸)



共同住宅等 (持ち家)



住宅用火災警報器の検定等の合格台数

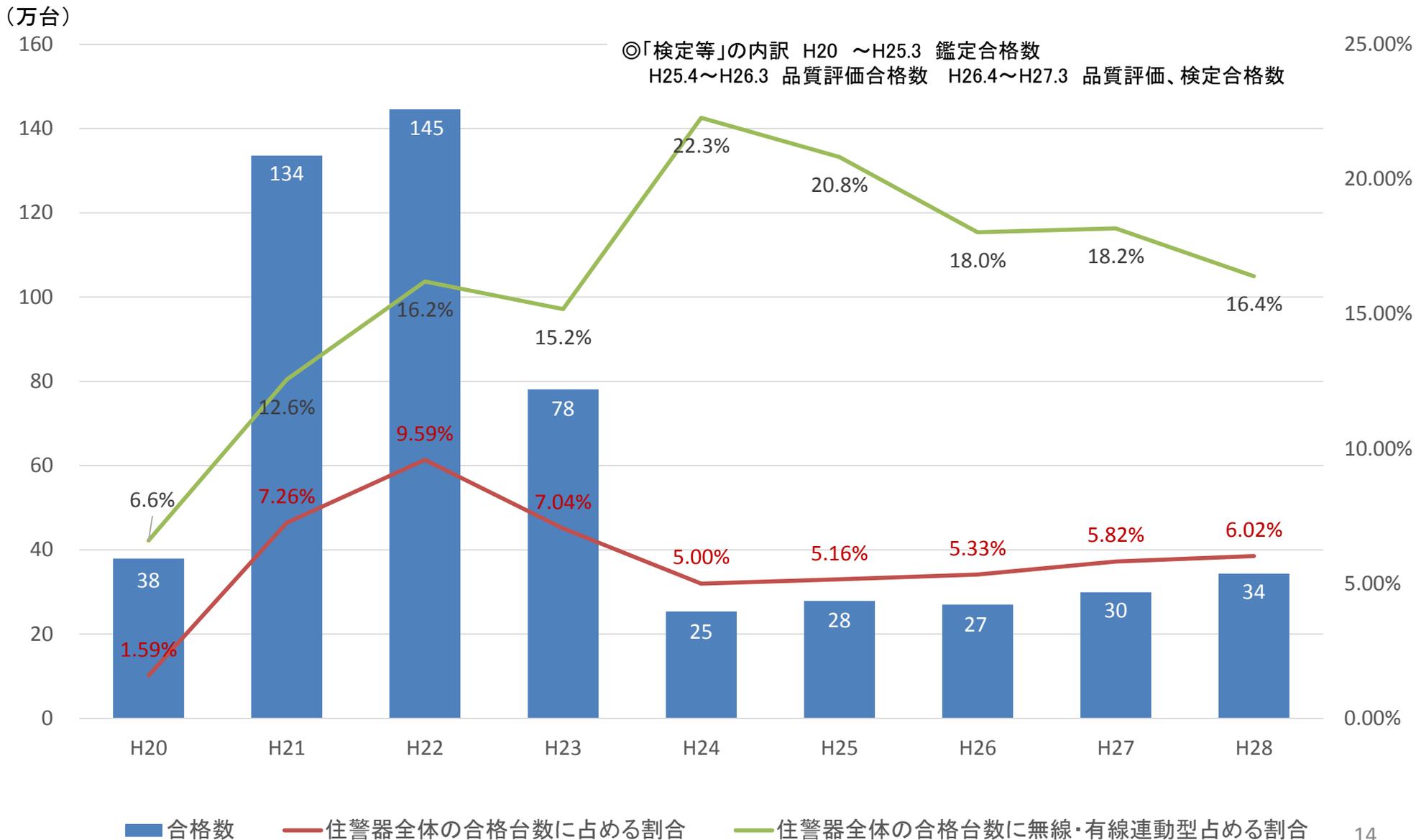


◎ 平成29年度に約2,600万台の住警器が検定等合格後10年を経過。

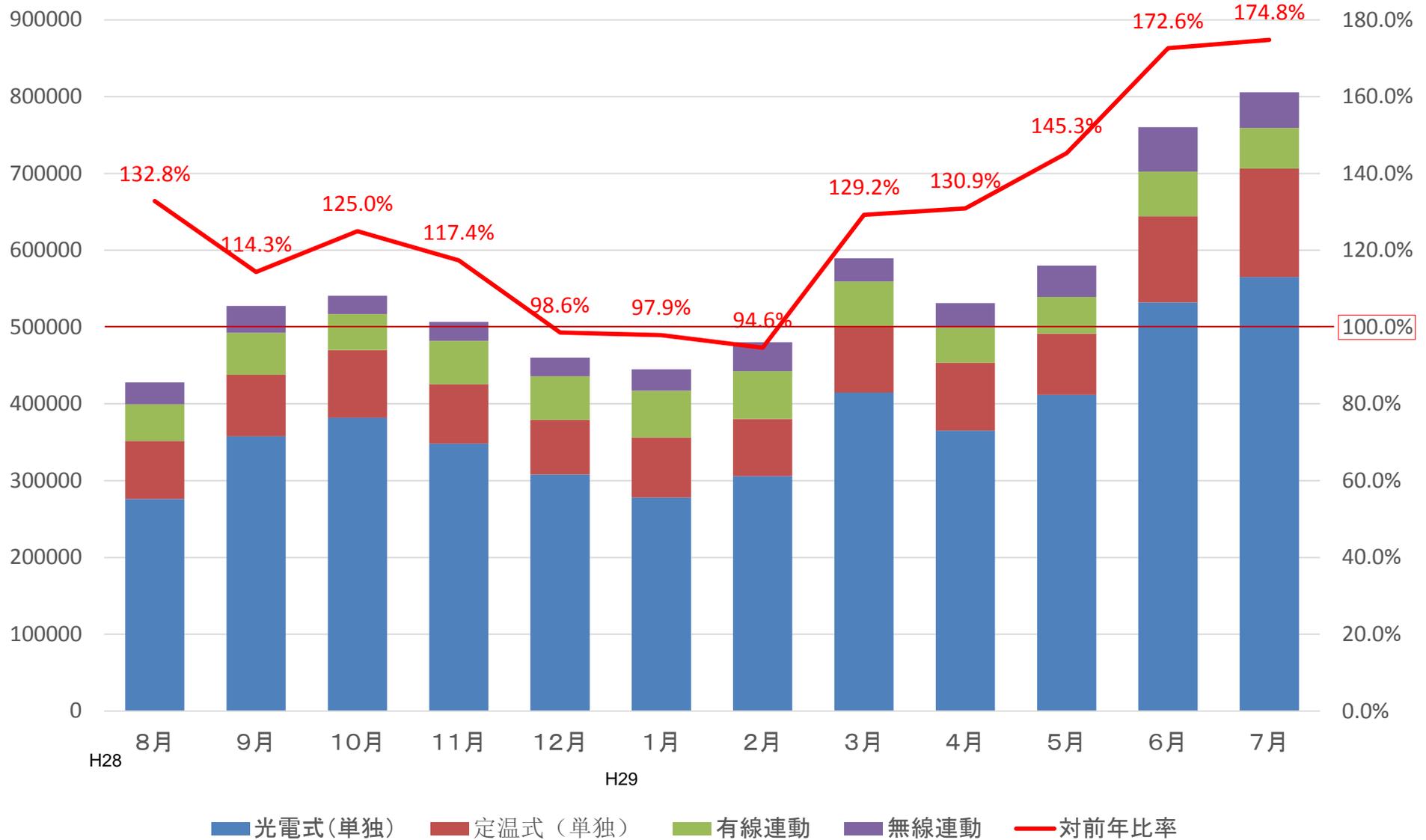
平成32年(東京オリンピック開催年)には、約8,000万台が設置から10年を迎える

◎ 設置率等の調査とあわせて実施した維持管理状況の調査では、最近作動確認を行った世帯の約2%で住警器の電池切れや故障が確認された。

各年度の無線連動型の検定等の合格台数等



直近の住宅用火災警報器の検定合格数と対前年比割合



国民生活センター実施の住警器に関するアンケート調査より

図4. 設置義務について (n=45,327)

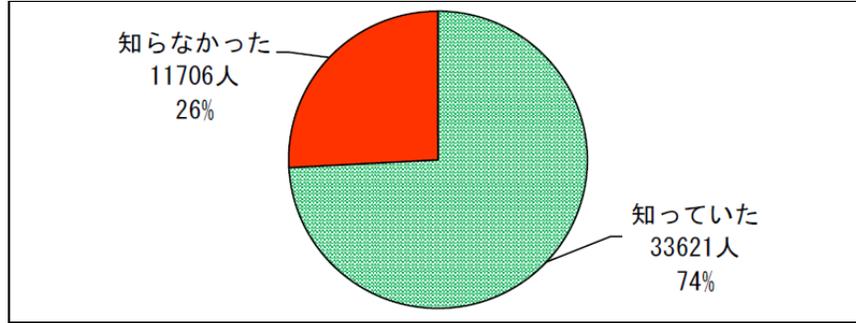


図5. 本体の交換の必要性について (n=2,000)

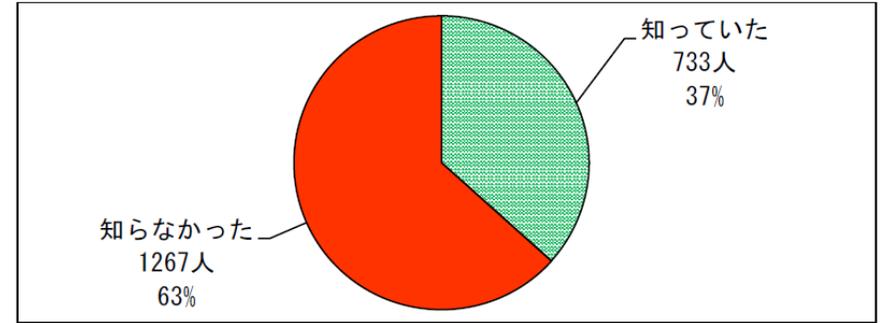


図8. 点検の頻度について (n=2,000)

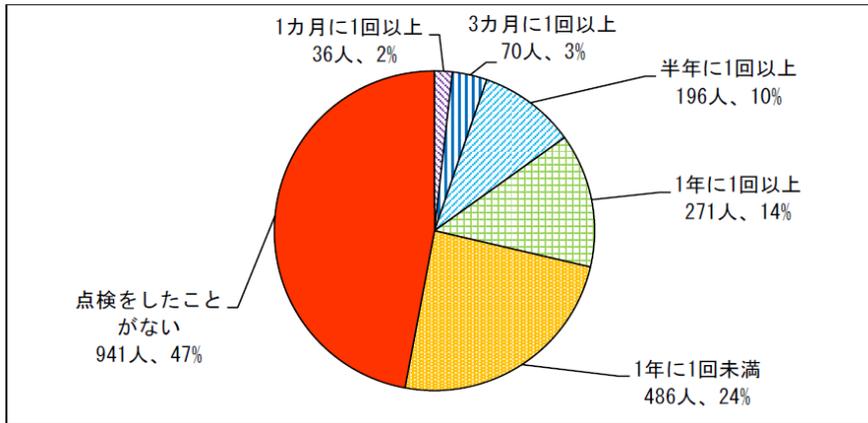
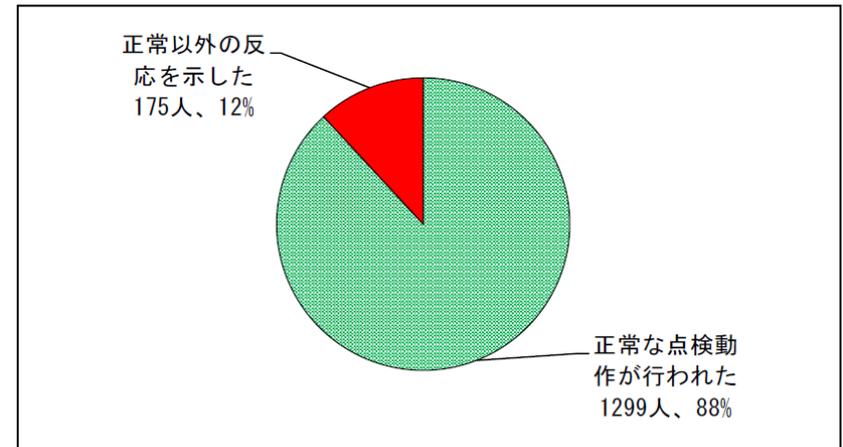


図12. 点検確認結果 (n=1,474)



8. 業界への要望

住宅用火災警報器の点検・交換の必要性について、継続した消費者への啓発を要望します

○要望先

一般社団法人 日本火災報知機工業会

2. 消防庁の最近の取組み

「住宅用火災報知器設置対策基本方針」の改正

「住宅用火災警報器設置対策基本方針」の策定の経緯

消防庁では、住警器の設置を推進するため、平成20年に、国、地方及び関係業界(団体)等からなる「住宅用火災警報器設置推進会議」を設置し、同会議において「住宅用火災警報器設置推進基本方針」を決定。

平成23年には、全ての住宅で住警器の設置が義務付けられたことに伴い、同会議の名称を「住宅用火災警報器設置対策会議」に改めるとともに、地域社会における働きかけの強化、奏功事例等の積極的な周知、設置の定着のための適切な維持管理の広報等を推進することを定めた「住宅用火災警報器設置対策基本方針」を決定。

設置義務化からまもなく10年が経過し、住警器の設置促進とともにその維持管理がより重要となること、住宅火災による死者の高齢化等の状況を踏まえ、平成27年9月に「設置対策会議」において基本方針の改正を決定

「住宅用火災警報器設置対策基本方針」の改正概要

(1) 住警器の維持管理に関する広報の強化

住警器の設置の定着を図ることに加え、火災時における住警器の適正な作動を確保する観点から、住警器の適切な維持管理(※)について広報の強化を図る。

※具体的には、

- 1) 定期的に作動確認を行うこと、
- 2) 自動試験機能や作動確認により機器の異常が判明した場合や、自動試験機能を有さない住警器の交換期限が近くなった場合は、できるだけ速やかに本体を交換すること、
- 3) 電池切れの際に、設置から10年以上が経過している場合は、本体を交換することが望ましいこと 等

(2) 高齢者世帯への設置の働きかけ

住宅火災により被害を受ける危険性が高い高齢者世帯への住警器の設置の働きかけにあたり、高齢者と日常的に接する機会の多い福祉関係団体等と連携するなど、更なる工夫を行う。

(3) 条例適合率の改善に向けた取組み

住警器が未設置の世帯のほか、火災予防条例に適合するように設置していない世帯も含め、条例に適合した設置を働きかける。(※H18.6以降の新築住宅では住警器の設置が建築確認の審査項目となっており、未設置住宅等の多くは既存住宅)¹⁸

全国統一防火標語

平成29年度全国統一防火標語

火の用心 ことばを形に 習慣に

(消防庁、日本損害保険協会)

家庭や職場・地域における防火意識の高揚を図ることを目的として、消防庁と日本損害保険協会では、毎年全国統一防火標語を募集。

- ・昭和41年度(1966年度)の募集から数えて今回で53回目。
- ・入選作品は日本損害保険協会が制作する防火ポスターに採用され、全国の消防署をはじめとする公共機関等に掲示されるほか、防火・防災意識の啓発・PR等に活用されている。

【平成29年度の応募総数】

19, 137点(平成28年度 17, 409点)



平成29年度ポスターモデル
清原 果耶さん

全国火災予防運動における取組み

平成29年春季火災予防運動の取組み状況の例

防災危機管理部消防課(千葉県)



マスメディアを活用した広報
(新聞(千葉日報)FMラジオ(NHK)、
チバテレビ等)

千曲坂城消防本部(長野県)



高齢者が訪れる日帰り温泉施設や福祉施設を訪問し、
住宅用火災警報器の点検や交換方法を周知



河内長野市消防本部(大阪府)



市部局の協力により、住宅用火災警報器の
設置義務化以前の住宅を地図化し、その地
図により区分けし婦人防火クラブ員により
戸別訪問を実施

津山圏域消防組合消防本部(岡山県)



婦人防火クラブ研修会
地域の防災リーダー的存在である婦人防火
クラブ員に対して防火講話及び訓練を実施

久万高原町消防本部(愛媛県)



後期高齢者夫婦世帯等に対して、社会福祉
協議会、警察署、消防団、女性防火クラブ、
民生委員、地域ボランティアとともに防災
診断を実施

各務原市消防本部(岐阜県)



高齢化率の高い地域に消防職員・消防団員が住宅防火訪問し、
住宅用火災警報器の設置・維持管理などを実施

・住宅生産団体連合会への働きかけ

新築住宅10年点検時等に住警器の点検、交換の必要性を建物所有者に説明してもらうよう依頼。

全国火災予防運動における広報

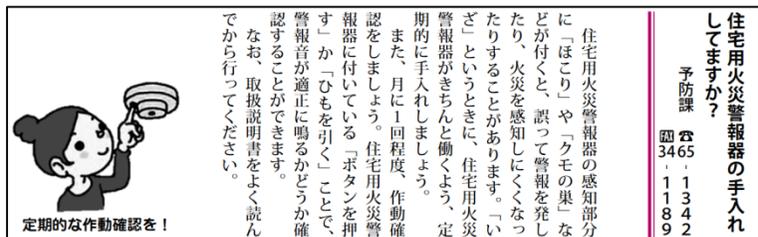
消防本部における「市民だより」等を用いた広報について

■市民だより等^(※)を用いた住宅用火災警報器の維持管理の広報の実施率

(※)自治体・消防本部・一部事務組合・消防組合が発行する広報誌

平成28年度 86%
平成29年度 91%(予定)

愛媛県 新居浜市市政だより「いはいま」 H29.2.1 発行版



■その他のメディアによる維持管理等の広報の実施の状況

全国の消防本部では、上記に加えて、チラシの配布を84%が、HPへの掲載による広報を73%が実施(平成28年度実績)。

引き続き、消防本部と連携しつつ各種メディアを用いた分かりやすい広報を実施。

山口県下関市 報しものせき H29.2.1 発行版

住宅用火災警報器の適切な維持管理をお願いします

平成18年から住宅用火災警報器の設置が義務化され、今年で10年が経過しました。まだ設置していない住宅は、逃げ遅れによる被害を軽減するため、1日も早く設置しましょう。

【維持管理について】

▷本体が古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなることがあるため、10年を目安に交換が必要です。▷定期的な手入れと作動確認をしましょう。

【設置時期を調べるには】

▷住宅用火災警報器を設置した時に記入した「設置年月」が本体に記載されている「製造年」を確認してください。

【作動確認の方法】

▷本体のボタンを押すかひもを引くと、正常なら「ピーピー 火事です」などと作動します。▷ボタンを押すかひもを引いても作動しないときは、電池がセットされているか確認してください。▷電池がセットされていても作動しない場合は、電池切れや機器本体の故障ですので、電池や機器本体の交換を行ってください。

消防防局予防課 ☎2333-9113



総務省消防庁ツイッターや防火ポスターを通じた広報について

- 全国火災予防運動の実施期間などあらゆる機会を活用して、ツイッターによる広報を実施。
- また、防火ポスターにおいても住警器の取替えについて訴求。



住宅用火災警報器の維持管理に関する広報用映像



防火ポスターでも取替えを訴求

住宅用火災警報器の広報用映像の制作及び活用

映像の概要

【背景】

新築住宅に対する住宅用火災警報器の設置義務化から10年が経過し、電池切れや本体内部の電子機器の劣化により適切に作動しない事案の発生が懸念。

【内容】

- 住宅用火災警報器の適切な設置・点検・交換の重要性や点検方法、交換方法等を住民に広く呼びかける広報用映像。
- 交換時に各住戸及び居住形態に適した住宅用火災警報器を選択することができるよう、連動型等の様々なタイプの住宅用火災警報器を紹介。**



<本編:12分、ダイジェスト編3分、スポット広告編:30秒>

映像の活用

【消防庁の対応】

- 平成29年2月に都道府県及び消防本部に配布するとともに、全国火災予防運動等で活用するよう通知。
- 日本ケーブルテレビ連盟及び同会員事業者に放映協力を依頼。
- 消防庁ホームページ、総務省動画チャンネルで公開。

消防庁ホームページ: http://www.fdma.go.jp/html/life/yobou_contents/materials/movie/mov15.html
総務省動画チャンネル: <https://www.youtube.com/user/soumuchannel>

【消防本部等の活用例】

- 防火講話での活用
- ケーブルテレビをはじめとするテレビでの活用
- 街頭、競技場等の大型モニターでの活用
- 公共施設等に設置されたモニターでの活用
- ホームページ上での活用(ストリーミング配信等) など

消防本部等の活用例 (過去の映像等)



防火講話 (岡山)



ケーブルテレビ (大阪)



街頭のモニター (北海道)



スタジアム (熊本)
(予定)



駅の通路 (神奈川)



市役所のモニター (山口)

住宅防火防災推進シンポジウム

平成18年度から実施している住宅防火防災推進シンポジウムを今年度は全国5か所(消防庁主催2ヶ所、住宅防火対策推進協議会主催3カ所)で開催予定。住警器の設置、点検、交換の重要性等について広報を行う。

平成29年11月11日に横浜市において行うシンポジウムが**第100回目**となる。

沖縄県浦添市
平成30年3月4日

兵庫県尼崎市
平成30年2月3日

<第100回>
神奈川県横浜市
平成29年11月11日

高知県四万十市
平成30年2月17日

福岡県遠賀郡
平成29年11月18日

住宅防火防災推進シンポジウム & 消防フェスタ IN 田川

日時 平成28年9月24日(土) 13:00~16:45
会場 福岡県立大学講堂 〒825-8585 福岡県田川市伊田4395

参加自由 入場無料 手話通訳付

時間	内容
13:00	消防フェスタ 工作車展示・梯子取付(スケルトン乗車体験・心臓器モニター体験・火災)
13:30	シンポジウム開場 シンポジウム開会・挨拶 小宮土 貴 (消防庁予防課課長補佐) 本原 隆二 (消防庁消防設備課長補佐兼消防本部) 二橋 弘人 (消防庁消防設備課長補佐兼消防本部)
14:00	講演講演 佐藤 達一 (東京理科大学教授・東京大学名誉教授)
14:15	ダニエル・カールと一緒に考えよう! 「地域の住宅防火対策」 住宅用火災警報器の重要性は、「自分の命を守る」 という観点です。 火災から大切な財産や命を守るため、それぞれしっかりと準備して対応しましょう。 また、我が国は日本火災が頻発しているように、共に助け合うことも重要で、 私は、貴方と共に、被災者の安置を願っています。 そして、警察に助けを求め、火災の発生を防止し、 この機会に、一緒に地域の住宅防火対策を考えよう! ダニエル・カール (ドイツ消防隊員)
14:35	ダニエル・カールと一緒に考えよう! 「地域の住宅防火対策」 住宅用火災警報器の重要性は、「自分の命を守る」 という観点です。 火災から大切な財産や命を守るため、それぞれしっかりと準備して対応しましょう。 また、我が国は日本火災が頻発しているように、共に助け合うことも重要で、 私は、貴方と共に、被災者の安置を願っています。 そして、警察に助けを求め、火災の発生を防止し、 この機会に、一緒に地域の住宅防火対策を考えよう! ダニエル・カール (ドイツ消防隊員)
15:20	休憩
15:35	パネルディスカッション コーディネーター 佐藤 達一 (東京理科大学教授・東京大学名誉教授) パネリスト 小宮土 貴 (消防庁予防課課長補佐) 大塚 俊樹 (福岡県消防協会 消防本部) 中田 篤三郎 (消防庁消防設備課長補佐) 松岡 久代 (消防庁消防設備課長補佐兼消防本部) 佐藤 和久 (消防庁消防設備課長補佐)
16:45	閉会

消防フェスタ

主催: FOMA 消防庁
共催: 田川地区消防本部/住宅防火対策推進協議会
後援: 一般社団法人消防設備協議会 / (財)日本消防協会 / (一社)日本火災防犯職工連会 / (一社)日本消防工連会 / (一社)日本消防工連会 / (一社)日本消防工連会 / (一社)日本消防工連会

お問い合わせは
田川地区消防本部 予防課
☎0947-44-6256
ホームページ: <http://www.tagawa-fd-fukuoka.jp/>

事前広報用チラシ
(平成28年度福岡県会場)

住宅防火・防災キャンペーン

「敬老の日に『火の用心』の贈り物」をキャッチフレーズに、
「住宅防火・防災キャンペーン」(キャンペーン期間:9月1日~21日)を実施。

- ①高齢者に対する火災予防の注意喚起、
- ②高齢者に住宅用火災警報器などの住宅用防災機器等のプレゼントなどを呼びかけ。



- (一財)サービス付き高齢者向け住宅協会
 - (一財)日本防火・危機管理促進協会
 - (一財)日本繊維製品品質技術センター
 - (一社)高齢者住宅促進機構
 - (一社)日本介護支援専門員協会
 - (一社)日本ガス協会
 - (一社)全国消防機器協会
 - (一社)日本ドウ・イト・ユアセルフ協会
 - (一社)日本たばこ協会
 - (公社)日本通信販売協会
 - (公社)日本バス協会
 - (公財)日本防災協会
 - 日本チェーンストア協会
 - 日本百貨店協会
- ※下線は今年度から協力

(主な実施内容)

- ・防災製品の売場を特設コーナーとして設営
- ・インターネット通信販売のサイト内にキャンペーンコーナーを設置
- ・百貨店、地元消防本部が連携しフェアを実施
- ・駅掲示板にキャンペーンポスターを掲示
- ・防災製品の売場や店内掲示板にキャンペーンポスターを掲示
- ・介護支援専門員(ケアマネージャー)向けのメールマガジンを配信。

- イオンリテール(株)
 - (株)イトーヨーカ堂
 - (株)エディオン(調整中)
 - (株)大塚家具
 - (株)コメリ
 - コーナン商事(株)
 - (株)島忠
 - (株)ジョイフル本田(瑞穂店)
 - (株)そごう・西武
 - (株)高島屋(新宿店)
 - (株)ディノス・セシール
 - 東京地下鉄(株)
 - (株)ニッセン
 - (株)ニトリ
 - (株)ビックカメラ
 - (株)ユニリビング
 - DCMカーマ(株)
 - DCMダイキ(株)
 - DCMホールディングス(株)
 - DCMサンワ(株)
 - DCMホームマック(株)
- ※下線は今年度から協力



3. 交換促進に向けた取組の現状及び方向性

大阪市消防局の取組み

映像資料の展開



消防庁作成の映像資料に大阪市消防局独自の映像を差し込み、街頭モニター、電鉄関係、家電量販店、ホームセンター等に対して、使用していただけるよう依頼する活動を展開。

当初は、市内のみを想定していたが、一部の企業等では、大阪府下や全国に波及。

(例)

ヤマダ電機
エディオン
JR西日本
南海電鉄

全国 648店舗

西日本 80店舗

大阪支社管内 115駅

なんば駅～和歌山市駅 55駅 他 大阪市内のデジタルサイネージでの使用



映像の使用例 展開後の反響



ヤマダ電機の住警器売り場での映像展開

家電量販店のヤマダ電機やエディオンでは、住警器を販売するコーナーで映像を活用。

大阪市消防局の取組みは、大阪府下の他消防本部へ水平展開。

・堺市においても冒頭の映像部分を作成・追加し、家電量販店に提供・使用されている。



平成29年8月18日(金)産経新聞夕刊 9面



平成29年8月21日(月) 毎日放送「VOICE」18:15~19:00 放送

住警器販売店との連携の工夫（購買行動へ繋げるPR）

消防本部

訴求力

×

販売店

販売力

=

設置・取替

促進

岡山市消防局の取組み



岡山市消防局では、「住宅防火・防災キャンペーン」の期間中である9月2日(土)に、管内にある家電量販店、株式会社エディオン東川原店の協力を得て、同敷地内でイベントを実施。

消防本部の持つイベントの集客力、住警器の設置・取替えを訴える訴求力と、家電量販店の持つ商品の販売力を合わせ、住警器を含む防火防災用品の必要性を訴えた直後に、商品を手に取れる環境を提供。

第100回住宅防火・防災シンポジウムでの取組み



横浜市民防災センターで開催する「第100回住宅防火・防災シンポジウム」では、シンポジウムに併せて、同敷地内において、消防車両の展示や乗車体験ができる屋外イベントを開催。

横浜市消防局の協力を得て、同会場で物品の販売を行う予定。このような取組みを試験的に行い、全国の同様のイベントでの現地販売の可能性を探る。

⇒関係団体の展示ブースにて、防火・防災用品の性能を確認すると同時に、当該品を購入できる機会を提供。住警器の取替え等について必要性を感じた時にその場で購入を促すことで、住警器の設置・取替えの促進を図る。 27

全国火災予防運動による取組み

平成29年秋季全国火災予防運動実施要綱

1 住宅防火対策の推進

(1)住宅用火災警報器の設置の徹底、適切な維持管理の必要性、方法等の具体的な広報及び経年劣化した住宅用火災警報器の交換の推進(抜粋)

本体交換の際には、**各世帯の住宅の構造や世帯構成に応じて火災をより早期に覚知することができる連動型住宅用火災警報器**、あるいは**火災以外の異常を感知して警報する機能を併せ持つ住宅用火災警報器**、音や光の出る**補助警報装置**を併設した**住宅用火災警報器**など「**付加価値のある住宅用火災警報器**」を推奨するなど、各世帯が適切な機器を選択しつつ交換を促進できるよう留意されたい。

連動型住宅用火災警報器



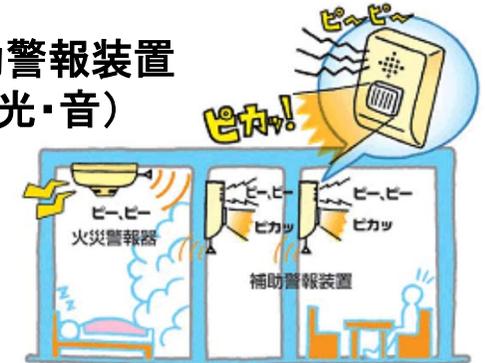
火災・ガス・CO複合型



火災・CO複合型
(温湿度監視付)



補助警報装置
(光・音)



連動型住宅用火災警報器の特徴

警報音が減衰せず、火災を早期覚知できる



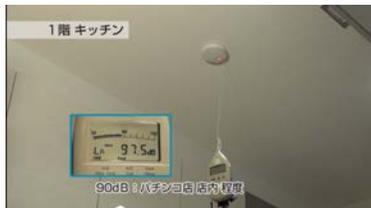
○火災を感知すると他の居室に設置された警報器も連動して警報を発するため、音が減衰せず、火災の早期発見・早期対応に効果的。

➡ 無人の部屋で出火した場合でも、他の部屋で警報音を発するため、火災の早期覚知に効果的。

➡ 設置された部屋すべてで警報音が鳴るため、隣家の住民や道路上の通行人等が火災に気付く機会が増え、火災の早期通報に繋がる。

単独型の警報音は他の部屋では減衰する

■単独型の場合、一階で鳴った警報音は、2階では減衰してしまい、テレビなどを見ていると気付かない場合がある。



1階:約90dB



2階:約30dB

(警報音を発している住警器の直近での音の大きさ) (ドアを閉めた二階での音の大きさ)

奏功事例

2010年 札幌市内で起きた事例



- ・1階の寝室で家族全員で就寝中、玄関に放火され、出火。
- ・寝室の密閉性が高く、煙は流入せず。階段上の住警器が煙を感知し、寝室を含む家中の警報器が連動して警報音を発した。
- ・早期に火災を覚知して避難できたため、家族全員が無事であった。

(事例提供: パナソニック(株))

連動型 住宅用火災警報器の発展的活用

糸魚川市大規模火災からの教訓

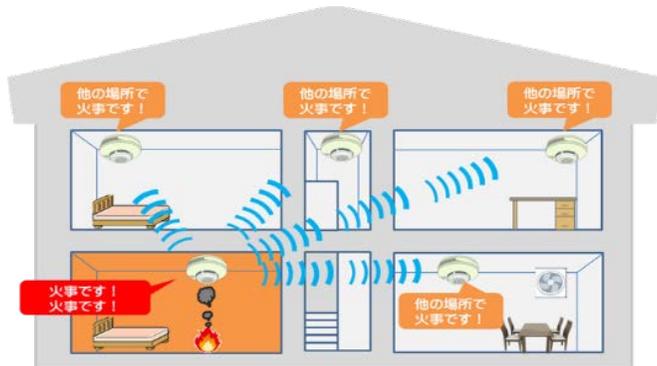
- 飲食店から出火した場合に地域ぐるみで早期に火災を覚知し迅速に初期消火を行うために、住宅用火災警報器を活用し、飲食店を含む隣接建物間で相互に火災警報を伝達する新たな方式の効果や課題について検証することが必要。

モデル検証事業の概要

連動型住宅用火災警報器を複数建築物(小規模飲食店を含む)に設置し、設置時及び数ヶ月継続設置する期間を通じて、連動させる場合の効果及び課題等を検証する。(36地区)

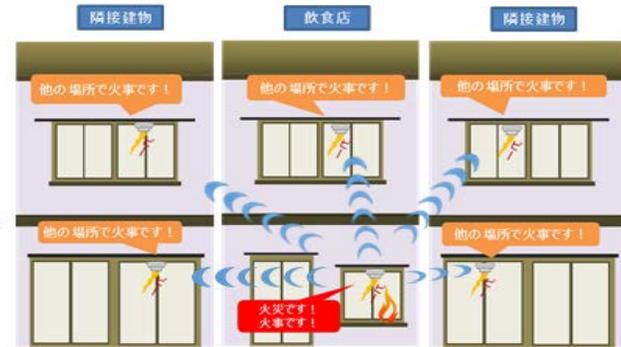
連動型住宅用火災警報器

火災を感知した警報器だけでなく、連動設定を行っているすべての警報器が無線信号を受けて警報を発する仕組みの住宅用火災警報器。通常の設置方式では、一住戸内で無線連動。



新たな方式

今回の検証においては、一住戸内で無線連動する製品である「連動型住宅用火災警報器」を応用し、隣接建物間等で信号をやりとりさせる。

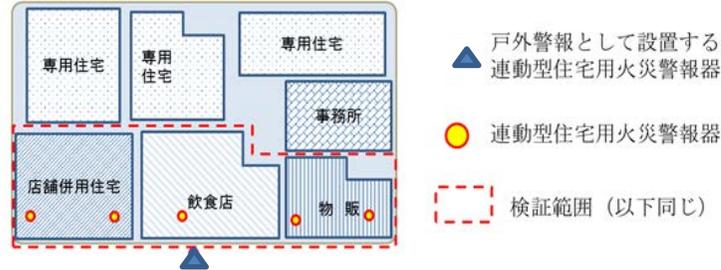


モデル検証事業の実施パターンと今後の展望

戸外警報パターン

○飲食店の両隣と戸外に最小限の個数を設置

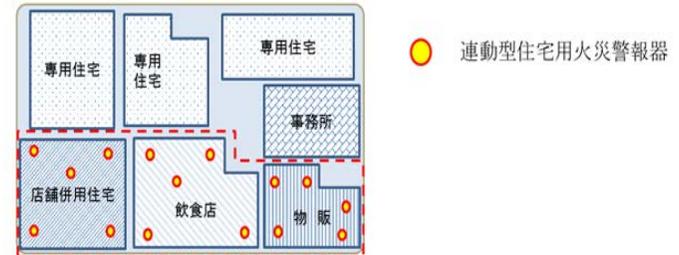
対象場所: 小規模飲食店+隣接する建築物2棟
設置場所: 小規模飲食店→厨房及び建物外各1個
その他 →居室に各2個



世帯連動パターン

○各世帯に必要個数設置(住宅部分は条例通りに設置)した上で世帯間で連動

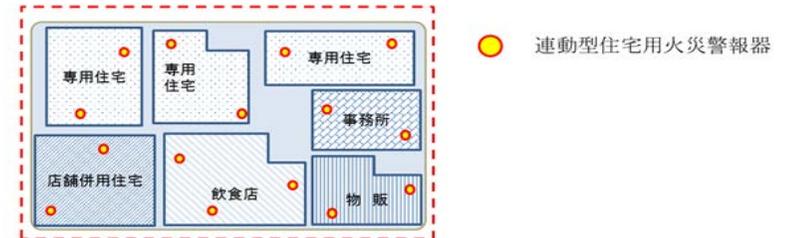
対象場所: 小規模飲食店+隣接する建築物2棟
設置場所: 小規模飲食店→厨房及び客室等各1個
住宅部分 →各市町村条例の住宅用火災警報器の設置基準に従い設置
その他 →居室に各1個以上



ブロック連動パターン

○各世帯に最小限の個数を設置しつつ、可能な限り多くの世帯間で連動(連動型住警器は最大15個連動)

対象場所: 小規模飲食店+隣接する建築物3棟以上
設置場所: 小規模飲食店→厨房に1個
その他 →居室に各1個以上



飲食店等の防火安全対策検討(平成30年度予算要求事業)

屋内の住宅用火災警報器と連動して、飲食店等で発生した火災を早期に周辺に知らせる屋外警報装置等の検討を行う予定。

<参考>モデル検証事業の実施対象地区

No	都道府県	消防本部名	実施パターン
1	北海道	石狩北部地区消防事務組合消防本部	世帯連動 (2地区)
2	福島県	会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部	世帯連動
3		郡山地方広域消防組合消防本部	戸外警報
4	茨城県	筑西広域市町村圏事務組合消防本部	戸外警報
5	栃木県	南那須地区広域行政事務組合消防本部	世帯連動
6	群馬県	多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部	戸外警報
7	埼玉県	戸田市消防本部	世帯連動
8	千葉県	千葉市消防局	戸外警報
9		成田市消防本部	世帯連動
10	東京都	東京消防庁	戸外警報
11	神奈川県	川崎市消防局	世帯連動
12		横須賀市消防局	戸外警報
13	新潟県	糸魚川市消防本部	ブロック連動 (3地区)
14		阿賀野市消防本部	世帯連動
15	福井県	福井市消防局	世帯連動 (2地区)
16		嶺北消防組合消防本部	世帯連動

No	都道府県	消防本部名	実施パターン
17	長野県	長野市消防局	戸外警報
18	愛知県	豊橋市消防本部	ブロック連動
19		犬山市消防本部	戸外警報
20	三重県	津市消防本部	戸外警報
21	滋賀県	彦根市消防本部	戸外警報
22	京都府	京都市消防局	ブロック連動
23	大阪府	豊中市消防局	世帯連動
24		枚方寝屋川消防組合消防本部	戸外警報
25	奈良県	奈良市消防局	戸外警報
26	和歌山県	田辺市消防本部	戸外警報
27	岡山県	岡山市消防局	ブロック連動
28		倉敷市消防局	戸外警報
29	広島県	尾道市消防局	戸外警報
30		備北地区消防組合	戸外警報
31		大竹市消防本部	ブロック連動
32	愛媛県	伊予消防等事務組合消防本部	ブロック連動

<32消防本部・36地区>

連動型住宅用火災警報器の普及にむけた今後の取組み

①連動型住宅用火災警報器の付加価値(安心・安全の向上等)を訴求する効果的な情報の収集・見える化

- ・連動型住宅用火災警報器による安心・安全の向上を分かりやすく示す情報・事例等を収集。
- ・各世帯の状況に応じたPRを可能とするリーフレット等を関係機関と連携して作成。
- ・連動型住宅用火災警報器の付加価値を統一的にPR。

②訴求対象に応じた様々な手法によるPR

- ・新築住宅供給事業者への協力要請。
- ・付加価値の気付きを購買行動へ繋げるPR(消防機関等と販売店の連携の工夫)。
- ・女性(婦人)防火クラブ等の地域団体と連携したPR(共同購入を含む)。

③供給量の増加に伴う各世帯負担の軽減にむけた環境整備

- ・①②等の取組みにより、住宅用火災警報器の交換需要に占める連動型住宅用火災警報器の割合を一定程度確保することを目指す。
- ・連動型住宅用火災警報器の付加価値を更に高める技術開発等の推進。